

豊浦町議会だより

# つながり

141号

平成28年  
7月11日発行

あなたとむすぶ ～お茶の間でわかる議会の動き～



## 一般質問

- 産業の振興について！（工藤議員） ..... 2
- 少子化対策・子育て支援について！（山田議員） ... 3
- 町花・町木の普及について！（勝木議員） ..... 4
- 防災無線の利活用について！（渡辺議員） ..... 5

## 主な内容

### 定例会 6月会議

- 木村辰二議長の不信任決議案否決 ..... 7
- 委員会報告 ..... 7
- 国への意見書 ..... 8
- 渡辺訓雄氏の議員失職処分を取消し！... 9

### 定例会 5月会議

- 地域おこし協力隊員を募集！ ... 10
- 全員協議会 ..... 11

# 一般質問

## 産業の振興について！

**問** 企業立地促進条例の見直しは？



工藤 敏和 議員

**答** 助成対象を検討し、条例を改正する！

**質 問**  
1. 条例の見直しと今後の取り組みは？

平成16年6月に豊浦町の産業振興の促進を目的に、「企業立地促進条例」が制定されたが、制定後12年が経過した今日、未だ一件の企業誘致にも至っていない状況である。

条例の見直しを含め、今後の取り組みについて伺う！

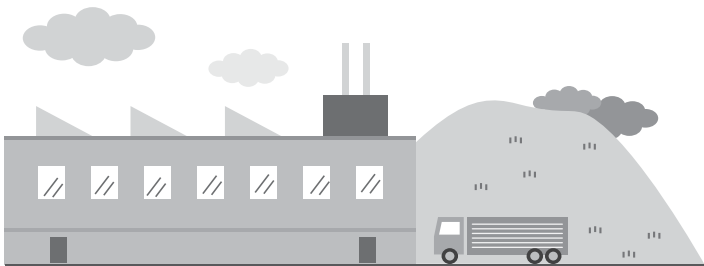
**町長答弁**  
A

現在、この条例を活用した事例はありません。

助成対象の評価額が3千万円以上、従業員数が10人以上という基準を現在、他市町村の助成制度と比較するなど鋭意調査中である。

また、本町への企業誘致を進めるにあたっては、助成金の3年間、固定資産税

100分の50相当額の奨励金が適正か、どうか、他にも付随した助成項目があるのかなども合わせて検討し、議会と協議することで条例改正を行いたい。



# 少子化対策・子育て支援について！



山田 秀人 議員

問

## 年少扶養控除の「みなし適用」廃止で多子世帯の負担増は？

答

### 国基準額の3分の1に抑えており、一部の世帯に影響も…

質 問

#### 1. 平和行政施策について

昨年、町も議会も核兵器の廃絶を誓い「非核・平和の町」宣言をした。

このことに関して、本年度の事業展開を伺う。

町長答弁

「非核・平和の町」宣言を行い、世界の恒久平和のため人類共通の願いとして核兵器の根絶と戦争のない平和な世界の実現に向けて平和な未来を後世に引き継ぐことは、私たちの責任であり、義務であると改めて確認した。

このことから、現在、庁舎前に宣言を記した掲示板等の設置を検討中である。

質 問

#### 2. 介護保険事業について

要支援1・2の人たちの訪問介護やデイサービス等

が保険対象外とされ、平成29年度から町の事業に移行されることで、要支援2以下の人たちの行き場探しが求められているが、町の対応は？

町長答弁

本町では、猶予期間を1年前倒しの形で本年4月より、要支援者の訪問介護と通所介護を町の「介護予防日常生活支援総合事業」に移行している。

今後も、国の動向を注視し、現行の対象者に不利益が生じないような対策を講じる。

質 問

#### 3. 少子化対策・子育て支援について

昨年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」は、保育環境や保育時間に格差や不公平が持ち込まれ、保育料の負担増

にも保護者の悲鳴が上がっている。

①年少扶養控除の「みなし適用」廃止で多子世帯等における負担増の有無は？

②保育の「短時間」区分が導入されたことでの負担増は？

③本町保育施設の待機状況、保育環境等、アンケート調査結果の反映と保護者からの要望等に対する町の処置は？

町長答弁

①本町の保育料については、国の基準の3分の1程度で、最高額でも3歳未満児で3万5千円と低く抑えている。

昨年4月から年少扶養控除の「みなし適用」が廃止されたことにより、一部では月額2千円から7千円の負担増となる保護者もいる。

また、多子世帯の保育料については、保育部門で第1子は全額、第2子は半額、第3子は無料となる負担軽減を図っている。

なお、今年度から年収360万円未満の世帯では、第1子の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料となるほか、ひとり親世帯の場合は、第1子が半額、第2子以降は無料となっている。

②保育の必要量は、保育を必要とする事由や保護者の状況等に依りて、最長11時間のフルタイム就労を想定した「保育標準時間」認定と最長で8時間のパートタイム就労を想定した「保育短時間」認定に区分。

本町では全て「保育標準時間」認定を実施しているが、両区分における同一階層での保育料の差は月額200円から600円の違いがあり、料金的には「保育標準時間」認定の場合、保護者の負担は少し多くなるが、利用できる時間は、休憩時間や通勤時間を考慮することができ、保護者の就業状況等に柔軟に対応でき

る。③今年度の定員については、大岸保育所の定員が30名、認定こども園「青空」の定員が70名と昨年と比較し全町で10名の定員増となっており、現在、待機児童はいない状況である。

また、大岸保育所では、面積及び保育士の配置基準から定員の弾力化（120%未満の範囲で受け入れが可能）で34名を受け入れている。

今後は、資格を有する保育士が揃った中で保育実践に当たり、子育て環境等の整備や、保護者負担の在り方、経済負担に対する助成制度の拡充等、保育実践の質を高めることを保護者等へ伝えることが必要であることから、アンケート調査等を引き続き実施し、保護者等の意見や要望を取り入れる事業展開を進める。

# 町花・町木の普及について！

**問** 町木の苗木等を町民に配布しては？



勝木 嘉則 議員

**答** 自治会を通じて町民の意見を聴き対応したい！

**質問**  
1. 町花・町木の普及について

町の花は「菊」、町木は「梅」と制定されているが、町の公園や役場周辺においても少ないように思われる。そこで、公園などに「菊」や「梅」を植えてはと思うが？

**町長答弁**

A  
町花・町木については、昭和51年2月に『町の木、町の花選考審議会』を開催し、町の花は「菊」、町の木は「梅」と決定された。

特に、植栽の難しい「梅」については、これまでも広報等を通じて普及に努めて参りましたが、良育せず梅の植栽の難しさを痛感した。今後、町花・町木として適しているかも含めて自治会長会議等を通じて町民の意見を聴きながら対応を検討する。

質 問

2. 町が所有している備品の処分は？

役場や病院、福祉施設等の型の古くなった備品や机、椅子などをはじめとする不用となった備品類を当町ではどのように処理しているか？

町長答弁

A

再利用が可能な備品については、適宜、利活用を図っているが、再利用ができない不用備品については、町民等に公売する予定としており、多くの備品類は高岡の倉庫に保管している。

現在、8月頃に回覧等で住民に周知し、公売する予定で準備を進めている。

また、公売に至らない金属類については、鉄くずとして売り払う予定でいる。

# 防災無線の利活用について！

## 問 防災無線の有効活用は？



渡辺 訓雄 議員

答

子局を活用し、住民への周知を図りたい！

質 問

1. 防災無線を利活用できないか？

町の情報発信等の現状は、様々な広報誌等の配布や各団体等も必要に応じて発信してはいるが、毎日の情報等を一層幅広く住民に発信するためには、防災無線を創意・工夫することで、さらに活用すべきと思うが…

町長答弁

A

現在、全ての子局を活用し、朝夕のメロディの吹鳴、選挙時の投票の呼びかけ、及び投票棄権防止のサイレンの吹鳴、火災予防週間のお知らせ及びサイレンの吹鳴、並びに防災訓練時の周知及びサイレンの吹鳴を行っている。

一部の子局を活用したものである。としては、礼文華地区での SOS 搜索訓練、運動会の開催のお知らせ、旭町周辺の断水

のお知らせなどを実施している。

今後は、日々の行政情報もとより、地域や各種団体の情報についても、出来る限り防災無線を活用し住民に周知できるように地域、団体、各担当課との連携を図る。



質 問

2. 議員の失職と道の議決取消し裁決に対する町の対応は？

地方自治法が定める「議員の兼業禁止」規定に抵触するとして豊浦町議会が議員失職を議決したことに対して、行政不服審査法に基づき、道知事への不服申立てを行った結果、兼業禁止規定には抵触しないと裁

決が下り、議会が議決した  
3月18日に遡って復職する  
ことができたが、その間の  
議会における資格審査特別  
委員会での議論や専門家への  
訪問費用等も含め、お伺い  
する。

①理事者は、議会の失職議  
決から道知事の取消裁決ま  
での認識と不当議決に対す  
る今後の対応は？

②議会の失職議決は間違い  
であったとの弁明があるべ  
きと思うが：

③間違った議決の諸費用に  
ついて血税を支出するのは  
如何か？

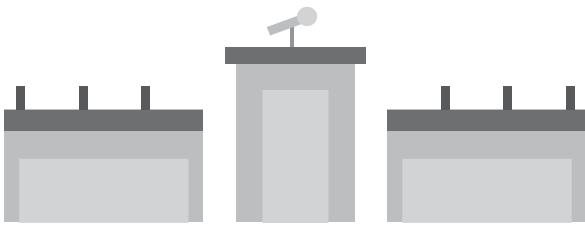
## 町長答弁



本質問については、議会に  
おいて資格審査特別委員会を  
設置するなど、議会の自立権  
の下で議決し、その対応を行っ  
た案件でもあることから、町  
長として答弁する案件ではな  
いと考えますので、答弁は控

えさせていただきます。

なお、議会より要請のあり  
ました弁護士費用については、  
予算の提案権が議会にはない  
ことから、予算提案権者であ  
る町長として、本日、補正予  
算案を提出しているので、議  
案審議の中でご議論いただき  
たい。



# 定例会

## 6月会議

### 補正予算

# 木村辰二議長の不信任決議案否決

平成28年6月16、17日の両日  
に、定例会6月会議が再開され、  
平成28年度一般会計の補正予算  
と過疎地域自立促進市町村計画  
の変更などが上程され、いずれ  
も賛成多数で可決されました。

また、4名の議員から8件の  
一般質問の通告があり白熱した  
議論が交わされました。

他に、産業建設常任委員会へ  
付託されていた「請願第2号公  
衆用道路に関する請願書」につ  
いては、趣旨採択と決しました。

国及び政府への意見書では、  
「日本政府に核兵器全面禁止のた  
めの決断と行動を求める」意見  
書案と「要介護1・2の保険外  
しを中止し、安心・安全の介護  
保障を強く求める」意見書案の  
2件が、全会一致で可決されま  
した。

「自治体情報セキュ  
リティ強化対策業務委  
託料」として、  
**(3685万3千円)**  
を追加補正！

#### 一般会計

・弁護士委託料

**(21万6千円)**の増額  
議会の失職決定処分につ  
いて、札幌地方裁判所に訴  
状が提出されたことで、豊  
浦町が被告となるため、弁  
護士への委任が必要となっ  
たため。

#### 賛成多数で可決！

・自治体情報セキュリティ  
強化対策事業

**(3685万3千円)**の追加  
日本年金機構の個人情報  
流出事案に伴い、地方自治  
体の情報セキュリティに係

る抜本的対策を講じるため。

**賛成多数で可決!**

・臨時保育士賃金

(229万3千円)の増額

保育士の勤務体系の変更と障がい児の受け入れに伴う保育環境の整備を図るため。

**賛成多数で可決!**

・社会保障・税番号システム等整備事業

(486万5千円)の増額

マイナンバー法の公布に伴い総務省の統合宛名システムと厚労省の介護・障がい者等のシステム改修が必要となることから。

**賛成多数で可決!**

**議案審議**

発議第5号 木村辰二議長

の不信決議案について

提出者 工藤 敏和

賛成者 渡辺 訓雄

山田 秀人

**提案理由**

我が国の地方自治制度においては、議会は意思決定機関として、長は執行機関として、それぞれの権限と責任を分担し、住民に対して直接責任を負う二元代表制が設けられています。

地方自治法第103条では会議を主催する議長が置かれ、議長に事故等がある場合に備えて副議長も置かれています。

また、同104条には議長の議事整理権、議会の代表権が規定されており、議場の秩序を保持し、議会の事務を統理し、議会を代表すると決められています。

よって、議長は議会の構成上、欠くことのできない重要な地位にあり、議会全体の権威と結び付くもので、

議長の中立性と尊厳性を保つために国会にあっては、議長が党籍を離脱することが慣例化となっています。

木村議長は、渡辺議員の兼業禁止に抵触するや否やの発議案があつて以来、一連の議論においても、議長の立場をわきまえず、提案者側の急先鋒たる物言いは、議会の一議員として極めて遺憾であります。

また、道知事の裁決後の北海道新聞(5月21日付)には議長談話として「議決は議会として独自の判断を示したもので、間違っていないかった」などと、道知事の裁決に不服があるようなコメントを出すなど、全員協議会の議事進行も議会の醜態を晒す恥辱でもあり、

道内でもいち早く議会基本条例を立ち上げた議会の議長としての権威もなければ、

制定時の精神の真髄の欠片もなく、議会運営の基本でもあるルールを無視した暴挙でもあり、豊浦町議会の自殺行為とも言えるものであります。

さらには、弁護士との契約にあたっては、私的な訪問にもかかわらず議長公印を持参し、同僚議員とともに弁護士との委任契約に押印する行為は、職権濫用も甚だしく懲罰にも値するものであります。

よって、議会が住民の立場に立ち住民の声に耳を傾け正しい判断を下すことで、民主的な議会運営を進めるためにも、木村議長には速やかに議長の職を辞するよう強く求め、議長の不信決議案を提出するものである。  
**※投票の結果、賛成3名、**

反対3名となり、議長(副議長)採決により、否決される。

**委員会報告**

産業・建設常任委員会 (付託案件)

請願第2号

公衆用道路に関する請願書

平成28年3月18日定例会3月会議において、当委員会に付託されていた「請願第2号公衆用道路に関する請願書」については、4月15日に請願者より請願事項についての説明を受け、委員会において慎重に審議を行いました。

また、4月27日には現地調査を実施するとともに、重ねて検討したところであ



ります。

このことから、本件請願につきましても、請願者の趣旨等を踏まえ、全会一致で趣旨採択とすることに決しました。

以上、委員長報告とする。

平成28年6月17日

産業建設常任委員会

委員長 千葉 豊

## 国への意見書

『日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める』意見書等の2件が、全会一致で可決される！

『日本政府に核兵器全面廃止のための決断と行動を求める意見書』

提出者 山田 秀人

趣旨

第70回国連総会では核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道上の帰結」が初めて採択された。

これまで、「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない

世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べて来た日本政府は、「生きていくうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

日本政府に次のことを要望する。

- ①核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成を目指し、被爆国としてふさわしい行動をとること。
- ②米国の核兵器による「拡大防止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。
- ③被爆国の日本がアジアにおいて、核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

全会一致で可決！

『要介護1・2の保険外しを中止し、安心・安全の介護保障を強く求める意見書』

提出者 工藤 敏和

趣旨

生活援助サービスは、訪問介護等で掃除、洗濯、調理、買物、薬の受取り、衣類の整理・補修、ベッドメーキング等、軽度要介護者の日常生活を支え、ケアプランに基づき計画的に利用しているもので、利用者の状態の変化に応じて早期対応を可能にしている。この「保険外し」は、早期対応を困難にするばかりか、利用者の重症化が進むことで介護保険財政をさらに圧迫するものである。

全会一致で可決！



# 渡辺訓雄氏の議員失職処分を取消し！

## 「監査委員に復職！」道知事が裁決

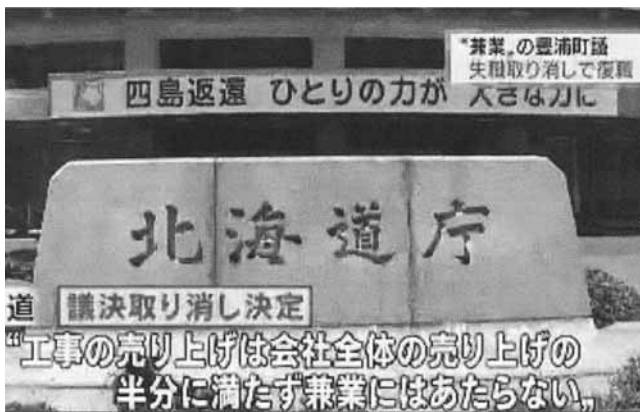
町議会は、3月定例会で議員の資格審査特別委員会委員長の報告どおり「渡辺議員は、議員の兼業禁止規定に抵触するため、議員資格を有しない！」と出席議員の3分の2以上で可決しました。

議員の失職処分を受けた渡辺氏は、北海道知事に不服審査申立書と執行停止申立書を、札幌地方裁判所に訴状（失職決定取消請求）と執行停止申立書を提出しました。

その後、北海道知事から5月19日付で「（渡辺氏が代表取締役を務める）株ワタナベの会社全体の請負額に占める町からの請負額は50%には至らず、判例等により兼業禁止には当たらない。」と判断し、豊浦町議会の処分を取り消す裁決が下されました。

渡辺氏は、議員失職となった3月18日に遡って議員として復職し、同時に監査委員と西胆振消防組合議員にも復職となりました。したがって、現監査委員の千葉議員と西胆振消防組合議員の勝木議員については、それぞれの職が解かれました。

なお、北海道知事からの裁決書は次のとおりです。



審査申立人 渡辺 訓雄  
処 分 庁 豊浦町議会

平成28年3月25日付けで行われた審査の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第258条において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

### 主 文

豊浦町議会が平成28年3月18日付けで行った、法第127条第1項の規定により審査申立人が法第92条の2の規定に該当するとした決定は、これを取り消す。

### 事 実

豊浦町議会（以下「処分庁」という。）は平成28年3月18日、法第127条第1項の規定により、審査申立人（以下「申立人」という。）が代表取締役を務める株式会社ワタナベ（以下「本件会社」という。）について、法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」に該当することから、申立人は同条の規定に該当するとした決定（以下「原処分」という。）を行った。

申立人は、原処分を不服として、平成28年3月25日、北海道知事に審査の申立てを行った。

### 申立ての要旨

申立人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張しているものと解される。

- 1 最高裁判所第三小法廷昭和62年10月20日判決（以下「最高裁昭和62年判決」という。）は法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」に該当する場合について、次の2つの基準を判示したが、平成26年度の本件会社の売上げのうち豊浦町から受注した公共事業に係る売上げが占める割合は、50%を超えていないから、本件会社は（1）の基準に該当しない。

- （1）当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たる。

平成28年5月19日

北海道知事 高橋 はるみ

全 員 協 議 会

平成28年6月8日(水)

協議事項

1. インディアン水車公園トイレ洋式化に伴う追加工事について

現況の和式トイレを洋式化に変更する工事であるが、トイレに水を供給するポンプが破損していることが判明し、追加工事が必要となる。(63万8千円) 追加

2. 大岸保育所人件費等の補正予算について

保育士等の勤務体系の変更と障がい児の受け入れが必要となる。(229万3千円) 増額

報告事項

弁護士費用の支出について

失職となった渡辺議員が議会の議決に不服があると、北海道知事に「不服審査申立書」と「執行停止申立書」を提出し、同時に札幌地方裁判所へも「失職決定取消請求」と「執行停止申立書」を提出したことに伴い、豊浦町が被告となり裁判に対する応召義務が不可欠となったことから弁護士に依頼が急務となったものである。

当初は、54万円が所要額であったが、北海道知事の裁決が下りたことで渡辺議員が裁判所への訴訟を取り下げたことで、初期費用としての21万6千円で終了する。

地域おこし協力隊員を募集！

定 例 会

5月会議

平成28年5月20日に定例会5月会議が再開され、平成28年度一般会計補正予算と財産取得契約の締結案が全員賛成で可決され、休会となりました。



地域おこし協力隊員を募集！

一般会計

・地域おこし協力隊募集委託料：  
(200万円)を追加！

地域おこし協力隊の募集において、町の総合戦略の核となる観光分野においての応募者がいないことから、募集事務の一部を専門事業者に委託するため。

なお、この財源については、1団体あたり200万円を上限に特別交付税が措置される。

全員賛成で可決！

除雪トラックを新規に購入！

・財産取得契約の締結（除雪トラック購入事業）  
除雪トラックの老朽化に伴い、新規に購入するも、契約金額が2千万円を超えることから議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例による。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

4126万9060円

・契約相手方

UDトラックス

北海道(株) 室蘭支店

全員賛成で可決！

全員協議会

平成28年5月20日(金)

協議事項

1. 伏見橋の復旧に向けた今後の対応について

農地整備事業【通作条件整備(基幹農道整備)】西洞爺地区の61工区工事として、橋梁下部工一式、補強土壁工一式、崩壊地対策工一式、1工区工事として、橋梁上部工製作、架設一式、橋梁附属物工、舗装工一式が、平成29年2月20日に完成予定となり、平成29年3月下旬には開通する見込みとな

りました。

2. 国保病院附属大岸診療所の再開について

町立国保病院の第3の医師が赴任したことに伴い、病院外来が一部2診体制となったことに伴い、大岸診療所についても平成28年6月から再開することになりました。

診療時間等については、毎月の第1週目の水曜日を予定しています。

なお、受診者はあらかじめ国保病院への予約が必要となります。

3. 天然温泉「しおさい」の現状について

3月末に指定管理者の商工会より「しおさい」の湯の温度低下についての要望があり、関係機関との協議の結果、源泉掛け流しに変更したことに伴い、熱交換器のプレートに温泉成分が詰り、熱交換率が低下したものと判明する。

よって、当初予算の修繕費に加えて、熱交換器プレート交換工事を追加工事として6月会議で補正したい旨の説明がある。(516万3千円を追加補正)



の温度が想定より低かったことによるものである。

議会

当初の設計・施工の段階でわからなかったのか？

町

熱交換器の製作に時間を要したことで、温泉成分の影響が想定外であった。

議会

熱交換器の目詰まりを清掃するために装置を新しくするのか？

町

新設の熱交換器は能力が高く10度上げることが可能である。

現況の熱交換器も清掃しながら予備的に使用したい。

議会

不都合があれば改善しなければならぬが、設計・施工に問題はなかったのか？

町

新規に掘削した4号井の温度が想定以上に低かったことが要因である。

町

従前の「循環方式」から「掛け流し」に変更したことと、新たに掘削した4号井

議会

これで大丈夫と何度か補正し、何カ月も経っていないが、町自身で検証したのか？

議会だよりに対する皆様の  
ご意見・ご要望をお寄せ下さい！

## 議会まめ知識

### 議会への請願と趣旨採択とは？

#### 【請願とは？】

国民をはじめ、広く人々が国又は地方公共団体に対し、それらが所管する事項に関し一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ることをいう。

法律的には、請願は単に希望を述べる行為に留まり、例えば地方議会や国会に対する請願のように、議会や議院で請願が採択されて執行機関や内閣に送付されたとしても、願意に沿った措置がとられるかどうかは、そのことについて措置する権限を有する執行機関や内閣等の機関が最終的にどう判断するかにかかっています。

その意味では、裁判制度や行政不服審査制度の権利救済制度と比べると不十分で、弱いものと言えますが、日本国憲法における国民の基本的な人権の一つに位置付けられ第16条では「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇を受けない」と規定されています。

#### 【議会の趣旨採択とは？】

請願について、願意は妥当であるが実現性の面で確信が持てないといった場合に不採択とすることもできないとして採られる議決方法の一つであります。

一般的に、請願に対する議会の意思決定は、「採択」か「不採択」のいずれかであり、議会としては、請願の願意については理解できるが、執行機関の財政事情等から当分の間は願意を実現することが不可能である場合等に、便宜的に「趣旨には賛成である」という意味の議決をすることがあります。

その趣旨のみ取り上げることから「趣旨採択」と呼ばれていますが、議会としての「採択」そのものではなく、あくまでも便宜的な処理方法の一つとして採用されているのが実態であります。

そもそも、請願についての議決は、議会の機関意思を決定するものであって、議会が採択し、送付した請願について関係のある執行機関は、誠意をもってその処理に当たるべきであるとしても、必ずそのとおりの措置をとらなければならない法的義務が発生するものではなく、趣旨採択という議決があったとしても、これを無理に採択か不採択かに区分しなければ実務的に困るということはない訳で、執行機関としては、趣旨採択となった請願について、財政事情等に変化があった場合に、議会意思の実現に努力すれば良いとされています。

「趣旨採択」は、あくまでも便宜的な処理方法であり、乱用してはならないとされていますが、不採択とすることによって請願者に与える影響を配慮してのことで、請願なるが故に出て来るもので、議案では有り得ない議決方法と言えます。

〔パソコンから動画で議会のようすも見られます。〕  
Ustream toyouragikai-live

#### 表紙写真の説明

礼文華小学校運動会 Let's ride チームRBN（一輪車）